

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和 6 年 6 月 30 日とする措置を指定する件」における保険医療機関又は保険薬局の取扱いについて

「令和 6 年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(令和 6 年政令第 5 号)が、別添 1 のとおり、令和 6 年 1 月 16 日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。)の規定の一部が、令和 6 年能登半島地震による災害に適用されることとなった。

具体的には、法第 2 条第 1 項の特定非常災害として令和 6 年能登半島地震による災害が指定され、その被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものである。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和 6 年 6 月 30 日とする措置を指定する件」(令和 6 年厚生労働省告示第 7 号。以下「告示」という。)が別添 2 のとおり、令和 6 年 1 月 16 日付けで告示された。

この告示は令和 6 年能登半島地震に際し、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された市町村の区域(以下「特定被災区域」という。)内において、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定等について、有効期間を延長し、その満了日を令和 6 年 6 月 30 日とするものである。

これらに伴う健康保険法に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないようお願いしたい。

記

行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について

(1) 告示により有効期間等の満了日を延長した権利利益のうち、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定に基づくものは、次のとおりである。

- ・保険医療機関又は保険薬局の指定(特定被災区域内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。)

- (2) 特定権利利益に係る満了日の延長措置は、法に基づく特別措置であり、当該特別措置によらずに、保険医療機関又は保険薬局の指定の更新を行うことができるものについては、告示による満了日の延長措置にかかわらず、関係法令に基づき指定の更新を行うこととするよう御配慮願いたい。
- (3) 告示により指定された措置のほか、法第3条第1項に規定する行政庁又は行政機関は、令和6年能登半島地震による災害の被害者であって、理由を記した書面により同項各号に掲げる特定権利利益に係る満了日の延長の申出を行ったものについて、令和6年6月30日までの期日を指定してその満了日を延長することができることとされており、特定被災区域外の保険医療機関又は保険薬局から申出が行われた場合は、本規定に基づいて対応いただきたい（法第3条第3項）。

政令第五号

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和六年能登半島地震による災害を指定し、同年一月一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和六年六月三十日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和六年四月三十日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和七年十二月三十一日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和六年九月三十日とする。

(調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和八年十二月三十一日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和六年三月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く。）

職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定	食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十一条の規定に基づく登録検査機関の登録	食品衛生法第五十五条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づく同法第十六条第二項第一号の医療費及び医療手当（同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の請求	旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）第三条の四第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関の指定（特定被災区域内に在る指定医療機関に係るものに限る。）	毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四条第一項の規定に基づく劇物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）	麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）	あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十二条第一項又は第二項の規定に基づくけしの栽培の許可	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十三年法律第二百二十三号）第五十条第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給
特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和六年三月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事務所又は食品衛生法第二十五条第一項に規定する検査を行う場所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に指定医療機関を有する者	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者	特定被災区域内に栽培地を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者

障害者の雇用の促進等に関する法律第五十一条第一項の規定に基づく特例給付金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律第四十条第三項の規定に基づく報奨金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十三年法律第四十五号）以下「医薬品医療機器等法」という。第四十条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第六十二条の二第一項の規定に基づく地域連携薬局の認定（特定被災区域内に在る地域連携薬局に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第六十二条の三第一項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定（特定被災区域内に在る専門医療機関連携薬局に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品製造業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第十三条の二の二第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品製造所に係る登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の認定	医薬品医療機器等法第十三条の三の二第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の製造所に係る登録	医薬品医療機器等法第二十三条の二第二項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）
特定被災区域内に主たる事務所を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者	特定被災区域内に薬局を有する者	特定被災区域内に地域連携薬局を有する者	特定被災区域内に専門医療機関連携薬局を有する者	特定被災区域内に事務所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所が在る者	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所が在る者	特定被災区域内に事務所を有する者

医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録	特定被災区域内にその製造する医療機器等の製造販売業者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内において登録認証機関の登録の申請をする者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する再生医療等製品の製造販売業者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に店舗を有する者
医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業に限る。）の許可（特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。）	特定被災区域内において業務を行う者
医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）第三条第二項の規定に基づく特別給付金を受ける権利の裁定の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の十九第一項の規定に基づくキャリアアコンサルタントの登録	特定被災区域内に居住地を有する者

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和六年三月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	特定被災区域内に居住地域を有する者又は特定被災区域を包括する都道府県員の登録を受けている者
介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第一百七十七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第四十六号） に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものである）	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号） 第七條第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百六号） 第八條第一項、第十一條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項又は第十五條第一項の規定に基づき医療費又は定期検査手当の支給の請求	新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号） 第三條第一項の規定に基づく同法第四條第一号の医療費及び医療手当、同法第五号の葬祭料の給付の請求	特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の平成二十年法律第二号） 第七條第一項の規定に基づく追加給付金の支給の請求	特定感染症被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の平成二十年法律第二号） 第七條第一項の規定に基づく追加給付金の支給の請求	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） とされた同法第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三條第三項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	障害者総合支援法第五十一條の十四第一項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第五十一條の五第三号） 次項において「障害者総合支援法」というのは第五十一條の五第三項の規定に基づく地域相談支援給付費等の給付決定	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号） 第十六條第一項の規定に基づく同法第二十條第一号の医療費及び医療手当、同法第四号の葬祭料の給付の請求	介護保険法第十五條の四十五の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号） 第十三條第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請	特定被災区域内に居住地を有する者
麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号） 第九條の二第一項の規定に基づく麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可	特定被災区域内に麻薬業務を有する者
食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号） 附則第二條の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に対するものに限る。）	

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

(平成八年六月十四日)

(法律第八十五号)

第百三十六回通常国会

第一次橋本内閣

改正 平成 九年 五月 九日法律第 五〇号

同 一一年二月二日同 第一六〇号

同 一四年 七月二日同 第八五号

同 一六年 六月 二日同 第六七号

同 一六年 六月 二日同 第七六号

同 一六年 六月一八日同 第一一一号

同 一六年 六月一八日同 第一一二号

同 一八年 六月 二日同 第五〇号

同 一八年 六月二一日同 第九二号

同 二〇年 五月二三日同 第四〇号

同 二三年 六月二四日同 第七四号

同 二五年 六月二一日同 第五四号

同 三〇年 六月二七日同 第六七号

令和 三年 五月一九日同 第三六号

同 四年 五月二〇日同 第四四号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律をここに公布する。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停の申立ての手数料の特例及び景観法(平成十六年法律第百十号)による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

(平一六法七六・平一六法一一・平二五法五四・平三〇法六七・令四法四四・一部改正)

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となった法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政

令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(平二五法五四・一部改正)

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項若しくは第五十八条第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七条第三項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第五項、デジタル庁設置法第七条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員

会である場合にあつては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延

長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(平一一法一六〇・令三法三六・一部改正)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない